

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 31 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 29 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名 称 四国地方整備局 四国技術事務所

（２）住 所 香川県高松市牟礼町 1545

2 水路測量を実施する区域及び期間

（１）区 域 高知県安芸郡東洋町甲浦

（２）期 間 令和 7 年 10 月 27 日から

令和 7 年 10 月 29 日まで

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。